

# 北東アジアの非核化に向けた提言－核抑止に代わる安全保障をめざして

## 核兵器をなくす日本キャンペーン<sup>1</sup>

2025年5月

### はじめに

北東アジアにおける安全保障環境は今、大きな分岐点にある。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と中国の核戦力が増強され、米中・米ロ関係は対立と競争を基調としつつ、予測困難な時代に突入している。「拡大核抑止」（核の傘）を基盤とした日韓米の軍事同盟化がますます進む一方で、対立構造はより複雑化している。緊張緩和のための外交努力は一定程度みられるが、目立った成果を生んでいない。このままだと、この地域は軍拡競争の悪循環にはまり、核拡散をも引き起こしかねない。

こうした分断と危機的状況を乗り越えるためには、唯一の戦争被爆国である日本が国連憲章をはじめとする法の支配と国際強調の必要性和核兵器廃絶の緊急性をより大きく掲げ国際社会の団結を図るとともに、抑止論に基づく従来型の安全保障アプローチの代替案を探ることが必要である。そこで私たちは、北東アジア地域のニーズに合致した「非核兵器地帯」構想と「包括的、協力的、共通の安全保障（3C安全保障）」を組み合わせた平和と安全保障の具体的な構想を提言したい。

### 「核抑止」は危険な賭けである

まず始めに、「核抑止」の本質的な危険性と不確実性について指摘しなければならない。2018年3月、日本政府が設置した「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」は「核抑止は、ある環境下においては安定を促進する場合もあるとはいえ、長期的かつグローバルな安全保障の基礎としては危険なものであり、したがって、すべての国はより良い長期的な解決策を模索しなければいけない」と提言した<sup>2</sup>。さらに2025年3月、これを引き継ぐ『『核兵器のない世界』に向けた国際賢人会議』は、その最終提言において「全ての国は、核兵器への依存から脱却するために努力し続けなければならない」と明確に述べた。そして「核抑止が安全保障の最終的な形態であるところまで示されたことはなく、またこれからもそうってはならない」と続けている<sup>3</sup>。

現実に北東アジアで武力紛争が発生し、米国による「核の傘」（拡大核抑止）が機能しない状況が生まれた場合、最初の核攻撃の対象となるのは米国本土ではなく、近距離にある日本や韓国の米軍基地になると考えるべきだろう。核抑止に依存する安全保障の危険性を直視し、そこからの脱却を真剣に模索しなければならない。

---

<sup>1</sup> この提言書は「被爆80年 核兵器をなくす国際市民フォーラム」（2025年2月8～9日、東京）において参加者らにより議論された原案（起草：鈴木達治郎、河合公明 長崎大学核兵器廃絶研究センター教授）に基づいている。この提言書の文責は、核兵器をなくす日本キャンペーンにある。

<sup>2</sup> 核軍縮の実質的な進展のための賢人会議「効果的な核軍縮への橋渡し—2020年NPT運用検討会議のための提言—」（2018年3月29日）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_005859.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005859.html)

<sup>3</sup> 「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議「核危機の瀬戸際からの脱却：核兵器のない世界に向けた緊急行動」（2025年3月31日）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_01975.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01975.html)

## 「核抑止」に代わる安全保障を構想する

危険な核抑止から脱却するためには「核の傘」に代替する安全保障政策を追求する必要がある。その一つとして「非核兵器地帯」の設立が長く提言されてきた。一般的に、非核兵器地帯条約をめざしてその交渉を進めることは、それ自体として地域諸国間の信頼醸成と安全保障関係の安定化につながりうる。しかし、今日の北東アジア地域にはさまざまな困難があり、そうした地域の実情も踏まえた構想が必要となる。北東アジアにおいては、少なくとも以下のような要素を考慮する必要がある。

1. 核不拡散条約（NPT）下の核兵器国が3か国（米ロ中）存在し、さらに、核兵器を保有する北朝鮮が存在している。
2. 米国による「核の傘」の下に日本と韓国がそれぞれ置かれており、両国政府はこれを安全保障の要と考えている。
3. 朝鮮戦争は休戦状態にあるだけで、関係国である韓国、北朝鮮、米国、中国のあいだで平和協定は結ばれていない。日本と北朝鮮との間にも正式な国交関係はない。また、日ロ・日中・日韓では領土問題が未解決のままである。
4. 現在この地域は、核兵器のみならず、通常兵器の軍拡状態にある。通常兵器の軍拡と核軍拡が絡み合っている現状を解決するような構想が必要となる。
5. この地域には、安全保障について協議する機関や枠組みが存在しない。そのため、相互不信が増大し、各国が国内向けの政策を優先しがちである。

これらの諸点を踏まえ、下記では、この地域のニーズに合致した非核兵器地帯（これは「非核兵器地帯 2.0」とも呼べる）と「包括的、協力的、共通の安全保障（3C 安全保障）」構想を提言したい<sup>4</sup>。

### 北東アジアのニーズに合わせた非核兵器地帯

上述した北東アジアの状況を考慮し、これらの課題を乗り越える新しい非核兵器地帯構想が必要になる。このような非核兵器地帯が満たすべき条件として、以下の5点を挙げたい。

1. 核兵器国の合意に基づく拘束力のある消極的安全保証の供与：これまで、核兵器国が政策として消極的安全保証を宣言しても非核保有国からは「信頼できない」と受け止められ、消極的安全保証に法的拘束力を持たせることが課題となってきた。北東アジア非核兵器地帯条約の議定書づくりにおいても、核兵器国による合意を得て、拘束力のある消極的安全保証を誓約してもらう必要があり、そのために核兵器国との対話が重要となる。また、そうした安全保証の信頼性を担保するために、軍備管理・軍縮や核態勢の変更、透明性の確保などの措置が必要となるだろう。
2. 他の安全保障諸協定との共存：非核兵器地帯を設立しこれに加わることは、核兵器国との安全保障条約を結んでいる国でも可能である。それは、南太平洋非核地帯条約に米国との同盟関係にあるオーストラリアが加わっているという事実からもいえる。それでも、非核兵器地

---

<sup>4</sup> Tatsujiro Suzuki and Jae-Jung Suh, “Proposing NWFZ 2.0 and C3 Regime”, presented at the ICU SSRI, Sophia IGC, RECNA Joint Symposium, “War in Northeast Asia? Early Warning, Risk Reduction, and Denuclearization”, at International Christian University, Tokyo, December 6-7, 2024.

帯をつくることは日米の安全保障協力を害するとか、日本の防衛に悪影響があるといった声もある。そこで、非核兵器地帯と「3C 安全保障」（後述）を組み合わせ、脅威そのものを削減するような重層的な安全保障のあり方を構築すべきである。

3. 北朝鮮の非核化を検証する国際制度：国際原子力機関（IAEA）による保障措置は原子力平和利用の軍事転用を防止することを目的としており、核保有国の核廃棄プロセスを検証し、非核化された状態の維持を保障する能力は限られている。仮に将来、北朝鮮が非核化に合意した場合、同国が一定期間内に段階的に自らの核兵器すべてを解体することが求められ、その履行を検証し、非核化が完了した状態を維持するための体制が必要となる。これは核兵器禁止条約における核軍縮の検証制度作りと共通する課題であり、相互に協力することが可能である。
4. 戦争終結宣言：北東アジアに非核兵器地帯を設立する際には、この地域において「戦争状態を終結させる」との宣言がなされることが前提となるだろう。朝鮮戦争の終結は韓国と北朝鮮にとって大きな意味をもつ。戦争当事国が平和協定を結び、国交のない国々が国交正常化を約束することにより、互いの安全を確保し、核兵器のみならず通常兵器を軍事的に強化する理由をなくすことが重要である。
5. 安全保障を協議する地域の枠組み・機関の設置：北東アジアには、地域に特有の安全保障問題を協議する場がこれまで存在しなかった。非核兵器地帯の設立にあたっては、核問題のみならず、通常兵器による軍縮・軍備管理も対象とし、さらに経済や環境など、包括的な安全保障問題を協議する枠組みまたは機関の設立を目指すべきである。

このような非核兵器地帯が提案されれば、この地域の緊張緩和につながる交渉が始められる。またその結果、北朝鮮の非核化のみならず、日本や韓国が核兵器禁止条約に参加する道筋もより明確に見える。

### 「3C 安全保障」

非核兵器地帯は、地域の安全保障問題と切り離しては成立しない。ここでは、従来の核抑止に基づく安全保障政策の代替案として「3C 安全保障」を提起する。これは「共通の安全保障（Common Security）」、「協力的安全保障（Cooperative Security）」、「包括的安全保障（Comprehensive Security）」の3つのCを指す。

共通の安全保障は、冷戦中の1982年に「独立軍縮・安全保障問題委員会」（座長：オロフ・パルメスウェーデン首相）が発表した概念で、軍事力や威嚇に基づく安全保障の代替案として、共通の利益を追求し、対話と外交によって問題を解決するというものである。

協力的安全保障は、関係諸国が対立関係を解消し、相互の利益を尊重しつつ、危機や紛争回避に協力するという概念である。軍縮や軍備管理には協力的安全保障の概念が不可欠であり、相互の信頼醸成を加速させるものである。

包括的安全保障は、核兵器問題あるいは軍事問題だけを対象とするのではなく、経済、環境、貧困といった、あらゆる安全保障問題を包括的に扱うという概念である。北東アジア地域の安全保障問題の解決には、まさにこの「包括的なアプローチ」が必要である。

以上のような「3C 安全保障」は、従来の核抑止に基づく安全保障政策に対する有力な代替策とな

る。例えば、東南アジア諸国連合（ASEAN）が1976年に締結した「東南アジア友好条約（TAC）」をモデルに、この地域で「相互不可侵・武力での紛争解決を拒否」などを規定する条約を締結する案は検討に値する。北東アジア地域を覆う敵対的関係を友好的関係へと転換させる大胆な視点が必要である。

### おわりに：アジアでの軍縮外交を通じて、核の脅威を削減せよ

核抑止に依存しない安全保障に向けた原動力となるのは、まさに核兵器と戦争がもたらす非人道的結末を想起することである。日本被団協が2024年にノーベル平和賞を受賞したことは、そのことを世界に訴える好機となった。

当面の具体的な行動として、私たちは、以下の事項を日本政府に提言する。

1. アジア地域における核兵器の非人道的影響に関する認識の普及と世論形成：アジアにおける「核兵器の非人道的影響に関する国際会議」の開催や、国連「核戦争の影響に関する科学パネル」と連動させた「アジア地域における核戦争の影響」に関する調査研究の実施、アジア市民社会における軍縮教育や対話プログラムの実施・支援など。これらを通じてアジア地域そしてグローバルな核不使用規範を強化する必要がある。
2. 自国の核政策においてできること：自らの核抑止依存度の低減を目指す宣言や政策の実施。米国をはじめ核兵器国の先制不使用政策への支持表明。地域の核保有国間や核保有国と非核保有国の議論の促進を掲げるなど。
3. 地域の緊張緩和と核軍縮に向けた二国間での首脳・ハイレベル外交：二国間での軍縮・不拡散対話の活性化。核リスクの削減や信頼醸成措置の実施。米中戦争や台湾有事を回避する外交。北朝鮮との国交回復交渉開始など。
4. 地域の多国間合意を目指した対話：朝鮮戦争の終結および「北東アジア友好条約」の交渉開始。東アジアにおける核ミサイル軍縮条約に向けた対話。地域における常設の安全保障対話機関の創設に向けた対話。北朝鮮の非核化検証制度の検討など。

これらを構想で終わらせることなく現実社会のうえで実現するために、政府と市民社会、専門家らが、国境を越えて対話と協働を深めることが肝要である。